

質疑・回答書

No.1

告示番号	豊中市告示第179号	件 名	豊中市立障害福祉センター及び(仮称)児童発達支援センター整備工事
No	質疑事項	回 答	
1	A-12 北側、西側道路境界からの資材搬入搬出、廃材搬出、コンプレッサー常駐は安全対策の上、使用可能でしょうか。ご指示ください。	図面番号A-12記載のとおり、資材搬入搬出・廃材搬出を含む、工事関係者動線及び工事用出入口は敷地南側道路からのみとします。コンプレッサーの設置位置については、監督職員との協議によるものとします。	
2	A-12 東、西、北の境界にはRC塀またはフェンス等が既設であるようですが、全てに必要でしょうか。ご指示ください。	図面番号A-12に記載のとおり、仮囲いを敷地外周全てに設置するものとします。ただし、現場状況による仮囲い設置方法・位置の変更については、監督職員との協議によるものとします。	
3	A-12 仮囲い詳細図の単管地組仕様の不可能な場所が多々ありますが、養生メッシュシートのみ(既設フェンス)、仮囲い無し(既設RC塀)でもよろしいでしょうか。ご指示ください。	図面番号A-12に記載のとおり、仮囲いを敷地外周全てに設置するものとします。ただし、現場状況による仮囲い設置方法・位置の変更については、監督職員との協議によるものとします。	
4	A-12 西側道路境界(フェンス)沿いに違法駐輪及びバイク等が多数ありますが、工事開始時期には撤去されているのでしょうか。ご指示ください。	図面番号A-12記載のとおり、資材搬入搬出・廃材搬出を含む、工事関係者動線及び工事用出入口は敷地南側道路からのみとします。原則、西側道路からの作業は不可とし、敷地内からの作業のみ可とします。	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

No.2

告示番号	豊中市告示第179号	件名	豊中市立障害福祉センター及び(仮称)児童発達支援センター整備工事
No	質疑事項		回答
5	A-12 工事関係者の動線の指示がありますが、他の出入り口の使用も可能でしょうか。また既設エレベータ(床壁養生)の使用は可能でしょうか。ご指示ください。		<p>図面番号A-12記載のとおり、資材搬入搬出・廃材搬出を含む、工事関係者動線及び工事用出入口は敷地南側道路からのみとします。</p> <p>また、エレベーターの使用は、床・壁・天井の養生を行った上で可能とします。ただし、エレベーターの耐震改修工事(別途工事)があるため、工事期間中に4ヶ月程度、エレベーターが使用できない期間があります。なお、当該期間の揚重は、施工各受注者で検討することとし、揚重にかかる費用は本工事に含むものとします。</p>
6	A-2 工事用水、工事用電源は利用できないになっていますが、工事期間の一時名義変更等での使用は可能でしょうか。ご指示ください。		<p>図面番号A-7「工事現場管理」に記載のとおり原則、仮設電力・用水・電話は工事専用引込とし、引込等の費用は本工事に含むものとします。ただし、工事期間の一時名義変更等での使用の協議は可とします。</p>
7	当工事は全階の改修となるので、現状センターの機能は工事期間中は別場所での営業となるのでしょうか。又は一部使用の上での改修工事となるのでしょうか。ご指示ください。		<p>工事期間中、現状センターの機能は全て別場所での運営となります。</p>

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp